

「一般社団法人日本マイクロサージャリー学会」 評議員選出細則

平成 26 年 10 月 1 日 制定
令和 5 年 8 月 22 日 改定

(適用)

第 1 条 一般社団法人日本マイクロサージャリー学会（以下「本学会」という）は、評議員の選出に関する事項について、定款の第 16 条第 1 項から第 4 項に規定することの他にこの細則を定める。

(定数)

第 2 条 評議員の数については、次のことを考慮する。

- (1) 評議員の総数は、正会員数の 10% を越えない
- (2) 評議員は原則として同数の整形外科医と形成外科医から成る
- (3) 評議員の構成は、原則として特定の地域や施設に片寄らない

(資格)

第 3 条 評議員に立候補する資格を次に定める

- (1) 評議員が選出される日が属する事業年度の 3 月 31 日の時点で 65 歳未満であること
- (2) 医師免許取得後 10 年以上
- (3) 継続して 5 年以上本会の会員であること
- (4) 最近の 5 年間の学術活動において、次の 2 つの条件をいずれも満たすこと
 - ・ 本学会誌に主著論文 1 編以上、もしくは共著論文 3 編以上があること
 - ・ 本学会学術集会において、主演者として 1 回以上、もしくは共同演者として 3 回以上の口演発表があること

(新規評議員の選出)

第 4 条 評議員数に満たない場合には、理事長は当該議題を目的とする理事会の日の 4 箇月前（なお、それが困難な事情があるときは 2 箇月前）までに、評議員に対して新評議員募集を適当な方法で通知（告示）するものとする。

2. 立候補しようとする正会員は、当該議題を目的とする理事会の日の 2 箇月前（なお、それが困難な事情があるときは 1 箇月前）までに、文書により評議員選定委員会に届出なければならない。
3. 評議員選定委員会は、届出のあった正会員につき前条の資格審査を行い、新評議員候補者を理事会に推薦する。
4. 前々項に規定する文書の様式は事務局に置く。文書には次の要件が具備されていることを要する。
 - (1) 立候補の意思が明示されていること
 - (2) 評議員 2 名の推薦状
 - (3) 別に定める書式「経歴および業績」

(評議員再任手続き)

第 5 条 定款第 16 条に定める 2 年毎の評議員選任において継続して評議員資格を望むものは、当該議題を目的とする理事会の日の 2 箇月前までに、文書により理事長に届け出なければならない。

2. 前条にかかわらず、2 年連続して定時評議員会を欠席した者は、評議員としてとどまるることは出来ない。
3. 再任評議員は、第 3 条 4 号の資格要件を免除される。

(欠員)

第 6 条 評議員に欠員が生じ、理事長が評議員を補充する必要があると判断した場合は、定款第 16 条にかかわらず、本細則第 4 条に基づき新評議員を選出することができる。

2. 補充された評議員の任期は、前任の評議員の残任期間とする。

附則

1. 本細則の変更は理事会において行い、評議員会（社員総会）で報告する。